福島調発　第 390 号
平成 24 年 2 月 22 日

各県土地家屋調査士会　御　中

福島県土地家屋調査士会
会 長　五十嵐　欽　哉

震災後の現状について（報告）

今般の東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故に際しましては、大変なご心配、ご支援をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

震災から 11 ヶ月が経過し、もう直ぐ一年となります。昨年末より状況に大きな変化はありませんが、それぞれが新しい生活のために毎日少しずつ歩みを進めているところです。

つきましては、福島の現状、今後の活動内容等を別紙のとおりまとめましたので報告いたします。今後とも、福島会をよろしくお願いいたします。

平成 24 年 2 月 22 日
福島県土地家屋調査士会

報　告　書

今年は年明けから日本付近に冬型の気圧配置がとどまり、広い範囲で近年にない豪雪に見舞われ、雪による事故が多発しているようです。

本県の豪雪地帯である会津地方は例年並みの降雪量とのことですが、豪雪地区の皆様にはお見舞い申し上げます。

しかし、積雪の多い地区でご苦労されている皆様には大変申し訳ありませんが、積雪のおかげで福島県の放射線の測定値が今年に入って急降下しております。

原発事故後、県内では国、県が 104 ヶ所の地点で計測を続けておりますが、計画的避難区域の飯舘村では昨年 12 月 24 日には毎時 2.02 マイクロシーベルトであったものが、年明け後に急減して、1 日で 25%（0.38 マイクロシーベルト）も下り、2 月 6 日には 0.68 マイクロシーベルトとなり 1 月半で 3 分の 1 に下がりました。

原発事故の放射能汚染に苦しむ私たちにとって線量低減は大歓迎ですが、発生源の放射性セシウムなどが消えたわけではなく、積雪によって放射線が遮られているとのことです。放射線量の低下は一時的であり、雪解けとともに、以前の水準に戻る可能性が高いということですが、放射線量が高い地域では束の間の低線量状態となりありがたい状況です。

このまま、放射線量が大雪とともに春先に消滅してくれないものかと儚い期待を持っております。



除染で生じた放射能廃棄物を市民運動場の隅への埋立て(伊達市月舘町)



除染で生じた放射能廃棄物の仮置場の風景(国道 115 号線沿い伊達市小国地区)

○　復興に向けて

今年１月３１日、警戒区域などの避難区域となり県内外に役場機能を移した９町村の内、「川内村」は帰村宣言をしました。

川内村は東電第１原発の南西、阿武隈高地にある標高 400～600ｍの山村で、村民約 2990 人、震災後、役場機能は福島県の中央部(中通り)の郡山市に移しておりました。

村内の平伏沼(へぶすぬま)はモリアオガエルの繁殖地で国の天然記念物に指定されております。

また、「カエルの詩人」の故草野心平は名誉村民であり、草野氏の蔵書を収めた「天山文庫」があります。

村民の帰還には放射性物質の除染や雇用の確保などの課題が山積みしておりますが、この宣言の背景には若い世代を中心に住民の心が故郷から離れてしまうのではないかという危機感があります。

このことは、福島大学災害復興研究所による双葉郡８町村に居住していた現被災避難者に対する「災害実態調査」の結果でも明らかになっております。

この調査は平成 23 年 9 月から 10 月、町村の広報文書に同封して、文書で 28,184 名に対し行われました。回収率は 48.2%で 13,576 世帯からの回答の集計結果とのことです。

帰還の意思を年代別で調査した結果、「戻る気がない」34 歳以下で 46%、49 歳以下で 31.9%、64 歳以下で 23.9%、79 歳以下で 16.1%、80 歳以上で 12.2%との回答がありました。

川内村長は「2012 年は復興元年。スタートしなければゴールもない。感謝の気持ちを忘れることなく試練を乗り越え、共に凛としてたおやかな安全な村をつくろう」と県内を含む全国２８都道府県に避難している約 3 千人の村民に向けてメッセージを発しております。

○　福島県の米

福島県の昨年の米の生産量は 35 万トンで北海道、新潟県などに続き全国 7 位の生産量でした。

県は昨年 10 月 12 日、収穫前と収穫後の米の調査で暫定規制値を超える米はないと

いうことで「安全宣言」を出しましたが、1ヵ月後、市民が独自に検査した福島市内の一部の水田から暫定規制値を越える米が見つかり、大混乱となりました。

このため、県は昨年 11 月 16 日～今年 2 月 3 日までに県内の農家 2 万 3240 戸を対象に玄米の放射性セシウム含有量を調査しました。

その結果、「検出せず」は 1 万 9580 戸で全体の 84.3%、「1 キロ当たり 100 ベクレル以下」は 3077 戸（13.2%）で、全体の 97.5%が新規制値案の 100 ベクレル以下でした。

一方、暫定規制値（500 ベクレル）を越えたのは 38 戸（0.2%）で、中通り北部の福島市、伊達市、二本松市の一部地区の玄米でした。

県は 100 ベクレルを越えた地区の米は出荷停止しておりますが、放射性セシウムの検査は玄米で行うため、白米になればセシウムは約 6 割減少します。

しかし、いくら数値が低くても、一旦、安全宣言を出した後のことでもあり、風評被害が拡大し、県内で生産された米が売れずに農家が苦しむことになりました。

今後は、ウクライナ共和国のように、生産される全ての農産物の検査体制を整備して、より安全な食品のみを流通させることが、時間はかかりますが風評被害をなくすことと思います。

○福島会の会務状況

１．震災及び原発事故による避難会員は昨年 3 月時点で約 70 名におよび、避難先を転々と移動し、なかには 8 ヶ所移動した会員もおりました。

事故後 11 ヶ月過ぎた現在でも 17 名の会員が避難しており、その内 8 名の会員が県外で避難生活を送っております。

当然、県外では土地家屋調査士業の休業を余儀なくされており、帰宅の目処は未だ立っていない状況です。

この長期間にわたる避難生活の心労、辛苦はいかばかりかと察し、平成 24 年 3 月 16 日(金)、17 日(土)に一泊 2 日で懇談会を開催することとしました。

当日は会館での懇談会後、夕方、福島市内の温泉旅館に会場を移して、温泉と美味しい酒、料理で少しでも避難生活の労を癒していただき、現在の心境、思いなどを語っていただきたいとの思いで企画しました。

２．原子力損害賠償に係る請求について

平成 23 年 9 月から個人、法人等の東電に対する損害賠償の請求の受付がはじまりましたが、平成 24 年 2 月 11 日現在、本払い 1 期分（昨年 3～8 月）の支払い完了件数は 13,000 件程度（約 350 億円）で請求書類を発送した約 6 万件に対し 2 割程度とのことです。

福島会としては原発事故により生じた会員の支援、会務停滞等の損害賠償請求書を平成 23 年 11 月 1 日に発送しましたが、同年 12 月 26 日、東電側から損害賠償に応じかねる旨の回答がありました。

このため、平成 24 年 1 月 24 日に原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てを行い、それに対し同年 2 月 6 日付、同センターより、和解に向けての仲介担当弁護士が決定したとの通知がありました。今後担当調査官を通して協議することとなる模様です。

一部の会員からは、「原発事故を誘因として昨年度の収入より減収となった。」とのことでの損害賠償請求に対し「認める」旨の回答があったとの報告がありました。支払い時期は不明ですが、今後、他の会員からも東電に対して損害賠償請求が出されるものと思います。